

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業のご案内

芦屋市では、基礎疾患のある高齢者の方の肺炎を予防するため、平成 25 年 4 月 1 日以降に肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方を対象に、接種費用の一部を助成します。

この予防接種は、接種の義務はなく、ご本人の希望により行う任意の予防接種となります。接種される場合は、医師から効果や副反応について十分な説明を受け、ご理解いただいたうえで接種をしてください。

対象者

平成 25 年度以降に予防接種を受け、接種日において、芦屋市内に住所を有する満 70 歳以上の方で、次の要件を全て満たす方

- 心臓、呼吸器、じん臓、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓の機能障害又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害により身体障害者 1 級から 4 級の手帳をお持ちの方、又は身体障害者手帳は所持していないが同程度以上の障害をお持ちの方
- 過去 5 年以内に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがない方
- 肺炎球菌ワクチンの接種に対して健康保険の適用がない方

助成回数

- ・肺炎球菌ワクチン予防接種を受ける方 1 人につき 1 回限り

助成金額及び助成方法

- ・4000 円を上限に、肺炎球菌ワクチンの予防接種に要した費用を請求にもとづき、償還払いにより助成します。

請求方法

- ・同封の助成請求書に、必要事項を記入・捺印のうえ、必要書類を添付し、芦屋市保健センターに提出してください。
- ・原則として、助成請求書の受付日の翌月末に、指定口座へ振り込みますので、通帳の記帳等で振込のご確認をお願いいたします。
- ・予防接種を受けた日の属する年度の末日（3月31日）までに、請求してください。

請求のときに必要なもの

- 芦屋市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成請求書
- 身体障害者手帳の写し(氏名・障害名・等級等の記載部分)
- 医療機関が発行する予防接種に係る領収書（原本）
- 予防接種済証又は予診票写し

【裏面もお読みください】

疾病の概要

肺炎は、わが国において死亡原因の第3位であり、肺炎球菌による肺炎は成人の肺炎の25%～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。また、心臓・じん臓・呼吸器の機能に障害をお持ちの方などハイリスク者では肺炎球菌の感染は特に重篤になることが知られています。

予防接種の効果と副反応

肺炎球菌ワクチンは、特に頻度の高い23種類の肺炎球菌による肺炎を予防するものです。健康な人では、少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされています。過去5年以内に接種を受けたことがある方においては、初回接種よりも局所反応の程度と頻度が高いことから、再接種にあたってはかかりつけの医師とよく相談のうえ、その必要性を十分に考慮して、十分な間隔（5年以上）をあけて接種することが必要です。

副反応としては、接種後に注射部位の腫張や、疼痛、ときには軽微な発熱がみられることがあります。日常生活に差し支えるほどのものではありません。通常1～2日で消失します。

健康被害による措置

予防接種法に基づかない任意の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関に入院したり（または、同程度の疾病に対する治療を受けたり）、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に医師の診断書等に必要書類を添え、申請を行い救済給付を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が医薬品の副作用によるものかどうか、医薬品が適正に使用されたかどうかなどの医学的薬学的判断について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構から厚生労働大臣に判定の申し出を行い、厚生労働大臣が支給決定の判定をした場合に給付を受けることができます。

【お問合せ先】 芦屋市保健センター

〒659-0051

芦屋市呉川町14-9

電話 0797-31-1586

FAX 0797-31-1018